

令和3年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	街路灯維持補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	S49	終期	—		
予算事業名	人や街にやさしいあかり環境推進費					(事業コード)	102109				
所管部署	土木部		土木管理課			道路占用係	電話番号	内線5545			
交付先(団体,個人等)	街路灯を維持管理し,電気料金を支払っている町内会等の団体										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	街路灯の電気料金を支払っている町内会等の団体									
	(意図) どういう状態にしたい	街路灯に係る電気料金の負担軽減を図り,維持管理を適正に行う。									
対象事業等の内容	街路灯の電気料金を支払っている町内会等の団体に対し,補助金を交付する。										
積算方法	街路灯の電気料金として,前年度1年間に支払った額の2分の1以内。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付対象団体数					②					
	単位:団体					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
994	986	978	976	964							
成果指標と過去5年間の実績	① 対象街路灯数					②					
	単位:灯					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
28,942	28,934	28,933	28,860	28,975							

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	70,205	70,440	69,369	64,104	65,000	
	協議会負担						
	受益者負担	70,205	70,440	69,369	64,104	65,000	
	その他						
	収入合計	140,410	140,880	138,738	128,208	130,000	
	市補助率(%)	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
	支出合計	140,410	140,880	138,738	128,208	130,000	
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源	70,205	70,440	69,369	64,104	65,000	
	特定財源						
	人件費	正職員	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		人工金額	7,205	7,282	7,369	7,366	7,466
	臨時・嘱託/会計年度任用職員	635	681				
	その他事務費						
合計	78,045	78,403	76,738	71,470	72,466		
受益対象者数	341,335	338,558	335,323	332,610	329,822		
補助金単位コスト(単位:円)	229	232	229	215	220		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 補助金の交付申請書類や支出目的及び根拠は規則に基づいており,適正である。 町内会等の団体が維持管理している街路灯の電気料金を2分の1以内で補助しており,負担を軽減できている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	■ 合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準	◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上
	(5)交付規程 (支出根拠)		◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外
		(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施
	◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)		□ 概ね合致する
	◇ 上記以外		□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 不特定多数の市民が利用する道路に設置する街路灯の電気代に関する補助であり, 直接・間接的に効果が行きわたっている。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
	3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 補助金を廃止, 縮小することで, 町内会等団体が負担する電気代は増すこととなり, 団体の解散や街路灯の撤去が進み, 夜間の犯罪増加が懸念されるため, 他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果		(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 電気料金の50%を負担し, より多くの街路灯が地域を明るく照らすことで, 夜間の犯罪防止や市民の安心感の向上に寄与しており, 補助金の効果は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(4)について 町内会等の団体が設置する街路灯を適正に管理するためには, 継続して補助金を交付することが必要である。	

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	町内会等の負担を軽減することで, 夜間の安全を確保し, 街路灯の適正な管理を持続するため。
外部評価		
2次評価		

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

## 参考資料

### 1 補助金の名称

補助金名称	街路灯維持補助金
-------	----------

### 2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名	街路灯設置補助金	実施主体	旭川市
概要	道路を照らす街路灯を設置する町内会等の団体に対し、予算の範囲内で補助を行う。設置に要する費用の2分の1に相当する額(その額が別に定める額を超える場合は、その定める額)以内の額。		
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	
説明	街路灯維持補助金と同じ予算の枠内で実施しており、統合する利点は低いと思われる。		

### 3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
函館市	電気料金の80%補助
北見市	電気料金の60%補助
札幌市	町内会…電気料金の60%    商店街…電気料金の40%

注：他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。